様式第４号の３（第５条関係）

|  |
| --- |
| 選挙運動用ポスター作成証明書次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。　　　　　　年　　月　　日議会議員一般長令和３年４月２５日執行東松島市　　　　　　　　選挙候補者氏名　　　　　　　　　　㊞記 |
| ポスター作成業者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び代表者氏名） |  |
| 　作成枚数 | 枚 |
| 　作成金額 | 円 |
| 　ポスター掲示場数  | １２０か所 |
| 　備考 |  |
| 備考　１　この証明書は、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。　２　ポスター作成業者が市長に支払を請求するときは、この証明書を請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第５号の３）に添付してください。　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市長に支払を請求することはできません。　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。　　（ポスター）　　ア　限度単価　（５２５円６銭×ポスター掲示場数＋１５万６,０００円）÷ポスター掲示場数　（１円未満の端数は切捨て）　　イ　限度枚数　当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場に相当する枚数 |
|  |